

中小企業の決算実務と申告税務のポイント

税理士 佐藤善恵

第10回 決算書と表示方法③

ポイント 株主資本等変動計算書と注記表の様式を確認しよう

1 株主資本等変動計算書

会社法施行後は、定時株主総会によらなくても、剰余金の配当や株主資本の変動が期中に行えるようになりました。株主資本等変動計算書は、事業年度中における株主資本の変動を把握するために作成します。

【表示例】株主資本等変動計算書（項目縦並べの様式）

株主資本等変動計算書			(単位：円)
株主資本	資本金	前期末残高	××××××
		当期末残高	××××××
利益剰余金	その他利益剰余金	前期末残高	××××××
	繰越利益剰余金	当期末残高	××××××
株主資本合計		前期末残高	××××××
		当期末残高	××××××
純資産合計		前期末残高	××××××
		当期末残高	××××××

※当期純利益以外に変動がなく、資本剰余金、利益準備金がない会社の場合。
※各項目について当期変動額があるときは、変動事由ごとにその金額を表示します。株主資本の変動事由としては次のようなものがあります。
・新株発行・剰余金の配当・自己株式の取得、消却、処分
・資本金から準備金への振替え・剰余金の内訳項目間の振替え

2 注記表

注記とは、計算書類の中に記載された項目に対する説明や、計算書類に反映できなかった情報、会社の状況を利害関係者に伝えるものです。

留意点

会社法ベースでは12種類の注記が規定されていますが、非公開会社で会計監査人設置会社以外の会社であれば、注記すべき事項は簡略化されて、次の3項目のみとなっています。

- 重要な会計方針に係る事項に関する注記（例：棚卸資産の評価基準及び評価方法）
- 株主資本等変動計算書に関する注記（例：事業年度末日における発行済株式数）
- その他の注記（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項）

【表示例】注記表

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

- 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法……最終仕入原価法による原価法
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……定率法（ただし建物は定額法）
 - 無形固定資産……定額法
 - 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。
 - 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理……税抜方式
- 株主資本等変動計算書に関する注記
 - 平成○年○月○日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額	〇〇円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	〇円〇〇銭
基準日	平成○年○月○日
効力発生日	平成○年○月○日
 - 平成○年○月○日開催予定の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

配当金の総額	〇〇円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	〇円〇〇銭
基準日	平成○年○月○日
効力発生日	平成○年○月○日
- その他の注記
後発事象
平成22年1月3日、××支店事務所が火災により焼失しました。この火災による建物の損害額は〇〇円、保険の契約金額は〇〇円です。なお、器具備品の損害額は調査中です。